

ファンケル アフィリエイト広告掲載レギュレーション

2023年8月更新

はじめに

下記はファンケルのアフィリエイトを実施する上で、必ずお守り頂きたいレギュレーションです。

必ず最後までご一読いただき、ルールに沿った運用をお願い申し上げます。なお、該当するサイトを発見次第、即時、コンテンツ修正または削除依頼及びアフィリエイト広告の削除依頼をさせて頂き、場合によっては即時提携解除および全成果却下を実施させて頂く場合がございます。

※機能性表示食品については別途商材毎の弊社レギュレーションをご確認ください。

一般健康食品（サプリ・発芽米）

※機能性表示食品については別途商品ごとのレギュレーション資料をご確認ください。

使用可能な表現

項目	OK事例
使用可能な表現	<p>いわゆる健康食品においては、体の特定部位への効果を、効能を明示・暗示含めて標榜しないようにしてください。 日々の健康管理、足りない栄養（野菜量）を補う意味合いの表現は可能です。</p> <p>OK事例： 毎日の健康のために飲んでいます。 続けて飲むと調子がいいです。 手軽でおいしいので続けています。 野菜不足が気になっているので飲んでいます。 1食分の緑黄色野菜の量を補うために飲んでいます。（青汁） 不足しがちな食物繊維が摂れるのがうれしいです。（発芽米・青汁）</p>
飲み方	<p>原則：健康食品のためいつ飲んでも大丈夫です。また、サプリメントは薬ではないため、粒数、食前・食後など飲むタイミングの明確な指定ができません。また、食品ですので、服用や錠など医薬品的な表現はNGです。</p> <ul style="list-style-type: none">・パッケージ等に記載の「目安量」は記載いただけます。OK例：1日4粒目安・媒体者様・ライター様個人の「おすすめの飲み方」、「自分の飲み方」という意味合いであれば下記の書き方が可能です。（ただし、目安量を超える表現はできません） <p>OK例： ・私は夕食など、気になる食事の前に1回4粒を目安にまとめて飲んでいました。 ・私は毎日続けて飲んでいました。</p>

使用NGの表現

項目	NG事例
使用不可の例	<p>効果・効能、体の特定部位へのはたらきを標榜することは一切できません。</p> <p>NG例： ・サプリを飲むだけで痩せます。 ・風邪をひかなくなりました。 ・肌がつやつや・ぶるぶるになりました。 ・免疫力アップのために続けています。 ・骨が丈夫になります。 ・貧血の予防になります。 ・便秘が改善しました。</p>
成分の効果効能の記載	<p>成分のひとつひとつの効果効能を取り上げて、商品にも同様の効果があることを標榜することはできません。 ビタミンCは抗酸化作用があり病気の予防によいとされています。ファンケルの青汁にはビタミンCが豊富にふくまれています。</p>
景表法に抵触する表現	<ul style="list-style-type: none">・多く含まれていない成分に対し、「たっぷり・豊富」等の表現はNGです。・継続的に行っているキャンペーンについて「今だけ限定価格」「今ならキャンペーン中」という表現はNG・最安値 など、最上級表現はNGです。
広告物の“無添加”表記について	<p>2022年3月に消費者庁より「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」が公表されたため、広告物においての“無添加・食品添加物不使用”等の表記は、優良誤認に繋がるため削除ください。 ※「食品添加物不使用・無添加」が“安心・安全”であるイメージに紐づけることがNGです。</p> <p>【NG表現】</p> <ul style="list-style-type: none">・法律に定義されていない言葉を用いた無添加表記 例) 人工・合成・化学甘味料無添加。等の表記・同一機能を持つ場合、それらを敢えて分けるような表記 例) 天然の着色料（イカスミ等）を使用している場合の“合成着色料不使用”等の表記・一般に使用されないものに、わざわざ使用していない表示を行うこと 例) そもそも、着色料・香料、保存料を使用しない商品に対する“〇〇無添加”表記 <p>【例】</p> <ol style="list-style-type: none">①健康食品全体の安心安全にかかる訴求 例) 安心・安全のためサプリメントに合成着色料・保存料は一切使用しません。 ↳対応：「合成着色料・保存料」を削除 (修正例) 毎日取り入れて健康をサポートするものだからこそ、不安を感じるものは言えません。②健康食品の着色料・香料・保存料無添加に関する表現 例) ファンケルのサプリメントは、着色料・香料・保存料など無添加です。 ↳対応：「着色料・香料・保存料など無添加」を削除 (修正例) ファンケルのサプリメントは、100%自社開発しています。③健康食品・化粧品製造に関する訴求 例) 防腐剤や保存料を加えないファンケルの化粧品やサプリメント。 ↳対応：「サプリメント」を削除 (修正例) 防腐剤や保存料を加えないファンケルの化粧品。

ファンケル 基本レギュレーション

項目	内容
使用可能な画像データ	<p>使用できる画像データは下記の通りになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・媒体者様自身がアフィリエイト広告掲載のために撮影したもの。（第三者の作成した写真・画像の著作権にご注意ください。） ・LP（広告ページ）のキャプチャ ※キャプチャだけを利用したファンケルのサイトだと誤認されるようなサイトはNG ・各ASPより提供しているバナー ・機能性の変更などにより、随時パッケージ変更を行っております。ファンケルオンラインもしくは、広告ページに掲載されている最新のパッケージ画像をご確認をお願いします。
クチコミについて	<p>必ず、ファンケルオンライン(*1)もしくは広告ページからクチコミを引用してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンケルオンラインのクチコミ引用時は、必ず 該当商品のクチコミ総数 と、クチコミ引用時の年月を記載をお願いします。 記載例：ファンケルオンラインのクチコミ 1476件中から一部抜粋（2018年7月時点） クチコミ総数は、ファンケルオンラインの該当商品の詳細ページ(*2)「この商品のみんなの口コミ」に記載の件数を参照ください。 ・アットコスメ、Amazon・楽天（公式店舗含む）など他サイトからの引用・無断転載は禁止です。 <p>*1 ファンケルオンライン（ファンケル公式通販サイト）・・・https://www.fancl.co.jp/index.html *2 例：大人のカロリミットの商品詳細ページ：https://www.fancl.co.jp/healthy/item/5298a</p> <p>下記の文言を注釈として併記をお願いします。 ※個人の感想です。 すべての方に同じようなご実感が得られるものではありません。</p> <p>架空人物の登場、体験談・口コミの虚偽・捏造は禁止します。</p>
他社様製品の比較・誹謗について	合理的な根拠がないにも関わらず他社製品・成分よりファンケルの商品を推奨する表現はNGです。
価格の比較について	<ul style="list-style-type: none"> ・ファンケルオンライン内、広告用商品の販売価格の比較は問題ありません。 ※例：大人のカロリミットはファンケルオンライン上では30日分2800円ですが、初回おためしは14日分980円！ ・ファンケルオンライン（または広告用商品）の価格と、ドラッグストア、amazon、楽天、Yahoo店など他流通先の販売価格を比較して、ネットのほうがお徳、安い という表現はNGです。
容量・日数の記載について	<p>広告ページをよくご覧になり、商品名、容量や成分を間違わないよう記載をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正：1ヵ月（誤：1ヶ月、1か月） ・正：mL（誤：ml） ・○日分、○回分 を間違わないよう記載をお願いします。 ・14日分を約2週間分の言い換えは可能です。 ・4週間分の商品を1ヵ月分（30日分）と、多めに言い換えることは優良誤認のため不可です。
商品価格について	<p>広告ページをよくご覧になり、商品の容量・商品販売価格を間違わないよう記載をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則的に広告ページどおり、税込価格で記載をお願いします。 ・「激安」、「最安値」といった、安さを強調しすぎる表現はNGです。（お徳 ぐらいの表現は可）
付属のブックについて	<ul style="list-style-type: none"> ・モニター用商品をご提供する際に、商品とともに付属品として小冊子をお渡しする場合がございます。 こちらはすべてのお客様へはお渡ししておりませんので、本がついてきたことを強調しすぎないようにしてください。 ・また付属の小冊子は限られたお客様へ公開している情報のため「広告」として利用不可です。記載している内容を、引用・転記はNGです。
リスティング・アドネットワークなど有料広告出稿について	<p>アフィリエイトによる有料広告出稿を禁止いたします。</p> <p>例：リスティング広告、Yahoo、Googleなどのアドネットワーク、SmartNews、Gunosy、facebook、twitter、LINEなど上記の例に限らず禁止とします。</p>
ステルスマーケティング規制について	<p>2023年10月1日以降、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」は不当表示とみなされ、消費者庁から指導対象となります。</p> <p>アフィリエイト広告は、第三者の感想を含んだ内容となっており、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」と判断される可能性があります。</p> <p>ファンケル商品を掲載いただいているサイトに関しては、「広告」であることが明瞭となるよう対応をお願いいたします。</p> <p>広告、宣伝、プロモーション、PRといった広く一般的に使用されている文言を、ファーストビューのタイトル部分など目立つ箇所に記載をお願いいたします。</p> <p>※消費者庁HP 「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」の指定及び「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」の運用基準」の公表について https://www.caa.go.jp/notice/entry/032672/（2023年8月時点）</p>

上記の内容以外にも、全体の文脈を見た上で修正をご依頼させていただく場合がございますのでご了承くださいませと幸いです。

改訂履歴

2023年8月 「広告物の“無添加”表記について」と「ステルスマーケティング規制について」の項目を追記